

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正に対する  
市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正
計画の案の公表の日	令和4年2月15日（火）
意見提出期間	令和4年2月15日(火)から令和4年3月16日(水)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ） 意見募集の周知（広報紙、ホームページ）

2 結果の概要

意見数（意見提出者数）	1件（1人）
インターネット	0人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	1人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他（質問など）	0

〈具体的な内容〉

(1) マンションの建替えに関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	信頼できる管理会社が重要。それなくして建替えはできない。	C	マンションに関する政策を推進していく上で参考とさせていただきます。

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	認定に係る申請の際に申請者が提出する書類について、要件に応じて提出する書類を市の規則に追加しないこととします。	政策案における要件に応じて提出する書類は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）第49条第2項第2号に定める書類と同一であり、市の規則で再度規定しないこととしました。（当該書類の提出が必要なこと自体に変更はありません。）
2	施行マンションの区分所有権又は敷地利用権について担保権等の登記に係る権利が存する場合の権利変換計画において、関係権利者の利害の衡平を図るため施行者が必要な定めをしたときに添付する書類の規定を削除することとします。	政策案においては、「同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書類」から「関係権利者の利害の衡平を図るための必要な定めに関する関係権利者の意見の概要を記載した書類」に変更を行うと記述しましたが、当該変更後の書類については、省令第32条第5号に規定する「関係権利者の意見の概要を記載した書類」の記述のみで特定ができるため、市の規則からは不要となる書類の記述を削除するのみとしました。